

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【1】
2. 日時：令和5年2月20日 14時00分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官、義崎上席安全審査官、秋本安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員  
実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官、松宮運転検査官補

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他8名

電源事業本部 担当部長（原子力品質保証） 他6名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹 他1名※

東北電力株式会社

原子力部 原子力運営 副長 他1名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他2名※

中部電力株式会社

浜岡原子力発電所 総括・品質保証グループ スタッフ副長※

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 副課長 他2名※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 部長 他1名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長代理 他1名※

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年2月13日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【新規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請（補正）の概要】

- サーベイランスの実施方法について、実条件性能確認の観点から、先行 BWR プラントとの相違点を説明すること。
- 変更に係る主な説明事項及び論点の抽出における先行 BWR プラントとの相違点の定義について、整理して説明すること。
- 現段階では、設工認は審査中であることから、今後、新たに保安規定に展開する運用が発生すれば適切に対応していく旨を説明すること。

【原子力安全文化の育成及び維持活動体制の見直しについて】

- 安全文化の育成等の体制の見直しに伴い、電源事業本部に監視評価グループを設置する組織変更が、本社側及び発電所側に対してどのような効果を期待するとしているのかを整理して、説明すること。
- 過去の不適切事案において、何が問題で、それを受けてどう改善したのか、今回の変更によりどのように改善するのか等、経緯含めて具体的に説明すること。
- 島根原子力発電所の保安規定の第 3 条（品質マネジメントシステム計画）と第 2 条の 3（安全文化の育成および維持）の関係性について説明すること。

- (3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和 4 年 3 月 23 日 第 73 回原子力規制委員会 配布資料 2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

なし